

保険説明会FAQ集

ご質問	回答
1 パンフレットの傷害保険の補償内容として「保育園側の賠償責任の有無に関わらず補償します」と記載があるが、例えば、感染源が園内とは限らない場合でも感染症に園児が罹患した場合には補償対象となるのか？（感染症が園で蔓延した場合に、1人目に罹患した園児の場合）	傷害保険の補償はケガに対するものというのが大前提としてあるが、疾病の場合でも感染源に関わらず「特定感染症危険補償特約」により補償対象となります。
2 企業主導型の保育園を保険対象にしていない理由を教えてください。	2015年に施行された「子ども子育て支援法」に基づき一定の基準のもと認可事業として行われているということ、傷害のリスクをはかるためのひとつのフィルタとして用いており、現在の大幅な割引率の保険料率維持のためにも、認可保育園に限らせていただいています。
3 3月から認可ではない余裕活用型一時保育事業を開始予定だが、保険は適用範囲内なのか教えてください。	
4 来年度から、定員の人数は変わらず余裕活用型の一時的保育事業をはじめられるかもしれません。預かる人数は変わらず、預かるメンバーが変わることがあります。一時保育でも、月極保育でも、同じように保険は適用されるのでしょうか？	メンバー変更があっても補償対象です。上記の場合、定員から実際の入所児童数を引いて、余った数を一時保育とする場合ですので、保険料算出の人数は『定員数』になります。
5 2021年4月1日に開園した場合、1月に申込書を提出したい場合に2～3月の在籍児童数は何を記載すればよいのでしょうか？	4月～1月までの直近10か月の平均人数を記載ください。 なお、2022年の実際の入所数が、申込時に記載の人数を上回っても補償対象となります。
6 本補償制度の傷害主体は『園児のみ』になりますか？最近ニュースにあった、散歩中の交通事故は保育士もケガをしています対象になりますか？	『園児のみ』になります。保育士＝貴法人にとっては従業員の方への補償は『業務災害』に該当しますので、本補償制度の対象外になります。
7 賠償責任保険も『園児に対する賠償責任のみ』でしょうか。	本補償制度は『保育園事業を運営する中で負った法律上の賠償責任』と定義しています。従って、保護者の方が来園中に施設の不備でケガをした場合等は対象です。
8 今年の保険の加入者数はいくつの小規模保育園が利用して、実際の補償が発生した件数はどのくらいの数になりますか？補償実績数を開示していただけますか？	現時点で加入園は173園です。 実際に保険料をお支払いした件数は現在引受保険会社に確認中です。確認出来次第お知らせいたします。